

企画業務型裁量労働制の時間制度調査

一律の出退勤時刻がある(事業所調査)

19.6%

一律の出退勤時刻がある(労働者調査)

49.0%

(出典)独立行政法人労働政策研究・研修機構『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果』

【新任務付与に関する基本的な考え方（平成28年11月15日閣議決定）】

・・・安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合には、自衛隊の部隊を撤収すること・・・

【撤収を検討するケース（稲田防衛相に聞く、平成28年11月24日朝日新聞朝刊）】

道路を造ったり砂利を運んだりすることができないほどの銃撃戦が起きるなどして長期間にわたって自衛隊員が首都ジュバにある宿営地から出られない状況は、撤収を検討するケースに当てはまるのではないか。

道路造りできねば撤収も

駆けつけ警護 稲田防衛相に聞く

政府は今月、安全保障関連法に基づき、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)への派遣部隊に新任務「駆けつけ警護」**II**を付与した。国内で賛否が割れる中、海外での自衛隊の活動内容を大きく広げた。政策決定に携わった稲田朋美防衛相に新任務付与の狙いなどを聞いた。

——新任務付与の意味は。自衛隊員のリスクは増えませんか。

平和安全法制(安保法制)のもとでの新たな一歩だ。自衛隊が参加するPKOで、必要な訓練をし、助けられる人は助けるということになる。

過去には自衛隊の活動場所近くで邦人が襲われることがあった。2002年に



駆けつけ警護

昨年9月に成立した安全保障関連法のうち、改正PKO協力法に盛り込まれた新任務。安倍内閣は11月15日に南スーダンへの派遣部隊に付与することを決め、20日に部隊が出発した。現地の国連司令部の要請などを受け、離れた場所で武装勢力に襲われた国連職員らを手助けに向かうことができ。実施するかは、原則として現場の部隊長が要請内容を踏まえて判断する。

東ティモールで、暴動に巻き込まれた邦人らを車で宿営地に移送したケースなど

だ。だが当時は法的な根拠が明確ではなく、訓練もしていなかった。危険にさらされる「しわ寄せ」は、現場の自衛隊員に押しつけられる。

法的な根拠ができたことよって、現場の部隊長は自信を持って対応できるようになった。むしろリスク低減に資すると言える。

——政府は新任務付与に関する基本的な考え方をまとめ、「他国の軍人を駆けつけ警護することは想定されない」と明記しました。他国から要請があっても断れますか。

外国の軍隊は自分の身を自分で守る能力がある。それでも対応が難しい場合は、南スーダン政府の治安部隊や国連PKOの歩兵部隊が守る。自衛隊は施設部

インタビューに応じる稲田朋美防衛相 II 遠藤啓生撮影



隊なので、他国軍を警護することは想定されない。対応できないものに対応して、自衛隊員を危険にさらすべきではない。その点は、現地の部隊長がしっかりと判断できる。

——厳しい状況では、現地の邦人警護はしないのでしょうか。

とりわけ邦人から緊急の要請があった場合は、駆けつけ警護してあげたいと思うだろう。ただ今年7月に大統領派と前副大統領派が衝突した際は、一番苛烈な状況下では国連からPKO要員に対して外出禁止令が出た。実際に駆けつけられる状況かは、部隊長が冷静に判断することになる。

——政府は「安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合」は撤収することも

あるとされています。どのようなケースですか。

個別判断になるとは思うが、例えば、道路を造ったり砂利を運んだりすることができないほどの銃撃戦が起きるなどして長期間にわたって自衛隊員が首都ジュバにある宿営地から出られない状況は、撤収を検討するケースに当てはまるのではないかと。

——今後、PKO参加5原則を見直す考えはありますか。

PKOは停戦監視など伝統的なスタイルから、実力行使を伴う文民保護などを含む幅広いスタイルに内容が変わってきている。それでも、憲法9条の範囲内で自衛隊を派遣するための5原則は今後も堅持していく必要があると考えている。

5原則には「紛争当事者間で停戦合意が成立していること」という要件がある。前副大統領派が紛争当事者か、国会でも質問を受けた。前副大統領は現在国外にいて帰国できずにいるし、組織だった指揮系統はなく確立した支配地域もない。紛争当事者になることは現時点ではないと考えている。(聞き手・相原亮)

◆ 新任務付与の意味を識者らに聞きます。次回から総合4面に掲載します。

防衛大臣報告資料と部隊日報の比較

	大臣報告資料	部隊日報
7月7日の事象	・政府軍と元反政府勢力の 衝突 事案	・グデレ地区でSPLAとioの銃撃が発生
7月8日の事象	・激しい爆発音	・ジュバで 戦闘 、ジュバ市内の 戦闘 に関する状況 ・ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOとの間で 戦闘 ・ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOによる 衝突 が生起 ・大統領府近傍で始まった射撃が、徐々にジュバ市南西方向(UNハウス方向)へ拡大していった模様 ・両指導者が 衝突 の回避を働きかけたものの、抗争は抑制されておらず
7月9日の事象	・散発的な銃声	・ジュバ市内の 戦闘 に関する状況 ・宿营地南東方向で射撃音が観測され、以降散発的な射撃音が観測
7月10日の事象	・UNハウス地区付近で大規模な政府軍と元反政府勢力の 衝突 事案 ・日本隊宿营地南西で激しい銃撃戦、流れ弾が宿营地にも飛来した模様 ・銃撃戦及び戦車砲撃、戦車南下	・ジュバ市内の 戦闘 に関する状況、 戦闘 の生起 ・宿营地南側トルコビル周辺でSPLAとSPLA-iOとの銃撃戦が発生 ・トンピン地区及びUNハウス近傍における 戦闘 は継続
7月11日の事象	・UNハウス地区付近及びUNTンピン地区付近で大規模な政府軍と元反政府勢力の 衝突 事案 [11日夜、キール大統領、マシャル第1副大統領(当時)は、政府軍又は元反政府勢力のそれぞれに停戦命令]	・ジュバ市内の 戦闘 に関する状況、 戦闘 の生起 ・ビルファムストリート沿いを中心にUNTンピン周辺、ジョン・ギャラン霊廟乃地区一帯において 戦闘 が生起 ・激しい銃撃戦、砲弾落下 ・SPLA-iO側については、統制がとれないことから、断続的な 戦闘 は継続する物と思料 ・マシャル副大統領は・・・自衛のため以外の 戦闘 は禁止している模様。また・・・今回のジュバでの 戦闘 に関して大統領側が平和を脅かしたとして非難している模様
7月12日の事象	・朝から13日朝まで射撃音未確認	・ジュバ市内の 戦闘 に関する状況 ・宿营地近傍での 戦闘 は生起していない ・今後もUN施設近辺で偶発的に 戦闘 が生起する可能性があり ・ 戦闘 は生起していないものの散発的なMG射撃音
7月13日の事象	・朝、散発的な射撃音を確認したものの、比較的平穏 ・事後射撃音なし	
その他		・ジュバにおけるSPLAとSPLA-iO間の 戦闘 により、双方合わせて約150名の死傷者が発生している模様 ・ジュバにおけるSPLAとSPLA-iOとの間で 戦闘 により、SPLA約90名、SPLA-iO約37名、民間人約25名が死亡した模様 ・国連安保理は今回の 戦闘 の責任者を裁くよう主張、 今戦闘 に対する国際社会からの評価及び対処は厳しいものになっている ・ジュバ市外においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な 戦闘 の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要 ・ジュバ 戦闘

パネル写し

平成29年2月17日(金) 衆議院予算委員会 民進党・無所属クラブ 後藤祐一
出典:「防衛大臣報告資料と部隊日報の主な情勢関連記述」
(29.2.13 防衛省作成資料、2.13 民進党国対ヒアリングに提出)を基に後藤事務所作成

u

統合幕僚長会見（平成 29 年 2 月 9 日 1430～1450）

Q： 今後はそういった今回起きたような混乱を防ぐために、戦闘という言葉は日報やモーニングレポートでは大規模衝突などに置き換えるというご認識でよろしいでしょうか。

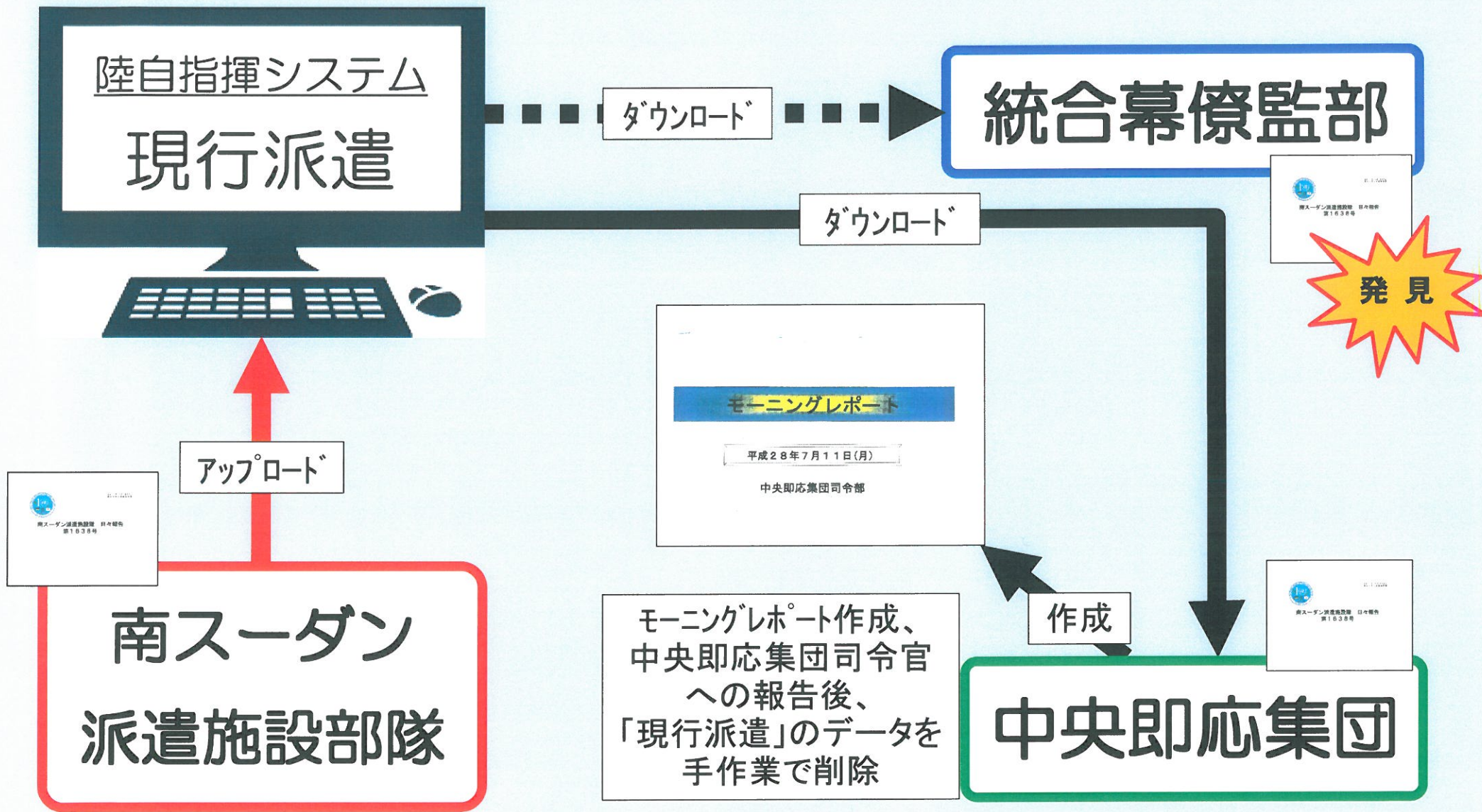
A： 今回のような事案が起きまして、混乱を来たす可能性があるので、そこはそのように指導を致しました。

Q： 今後は法的意味も含めた戦闘という言葉になるということですか。

A： 今後、そういう言葉が出てきた場合、そういうことになると思います。

法的な意味における戦闘行為は
なかったけれども、
一般的用語としての戦闘はあった

日報の流れ



南スーダン内戦「壊滅的規模」に、收拾つかない恐れを国連が警告

A F P = 時事 2/16(木) 16:49配信



南スーダン北部で、武器を持って構えるスーダン人民解放軍の兵士 (2016年10月16日撮影)。【翻訳編集】 AFPBB News

【AFP=時事】南スーダンの内戦が「民間人にとって壊滅的な規模」に達しており、さまざまな民兵集団の台頭によって事態の收拾がつかなくなる恐れがあると警告する機密報告書を、国連（UN）が安全保障理事会に提出していたことが分かった。戦闘が何年も続くことになると警鐘を鳴らしている。

【写真】虐殺を証言する南スーダン難民、「ジェノサイド」警告も

アントニオ・グテレス（Antonio Guterres）国連事務総長は、AFPが14日に入手した報告書の中で「記録的な人数」の民間人が自宅のある村や町から逃げていると指摘。集団的な残虐行為の危険が「現実に存在する」と述べている。

厳しい内容の報告書に先立ち、グテレス事務総長は先月、3年に及ぶ内戦の終結を目指して南スーダンのサルバ・キール（Salva Kiir）大統領や地方の指導者らと会談していた。

「（南スーダン）国内では各地で治安状況が悪化の一途をたどっている。長引く紛争と暴力行為がもたらす影響の大きさは、民間人にとって壊滅的な規模に達している」と、グテレス事務総長は述べている。

報告書によれば、内戦に関与する全ての当事者が高圧的な軍事行動を展開しているが、特にキール大統領に忠誠を誓う政府軍は「毎日のように家屋や人々の暮らしを破壊している」という。

その上で報告書は、「スーダン人民解放軍（SPLA、政府軍）や反体制派の緩い指揮命令下で次々と民兵集団が台頭し、組織の分裂や支配地域の移動が広がっている。こうした傾向が続けば「いかなる政府の統制も及ばない状態がこの先何年も続く恐れがある」と警告している。【翻訳編集】 AFPBB News

項目	(No.9)運用 (不測事態対処 緊急撤収計画の作成)
状況	<p>1 平成25年12月15日、首都ジュバにおいて、SPLA対SPLA/iOの武力衝突事案が発生、南スーダン全土に混乱が拡大し、軍人・民間人の死傷者及びIDPが発生した。南スーダン情勢の悪化に伴い、UNMISSは活動の重点を人道支援(POC)に移すこととなり、日本隊の活動内容についてもIDP対応及びUN施設強化へと変化した。</p> <p>2 南スーダン情勢が混沌とした状態となり、従来の施設活動への復帰の見通しが全く立たない中、派遣施設隊長は、同月24日のCRF司令官とのテレビ会議において、緊急撤収計画の具体化を進めるよう示唆された。このため、派遣施設隊長は、隊本部幕僚に対して第4次要員が作成した緊急撤収計画の見直しを指示し、平成26年1月8日、「緊急撤収計画」を決裁した。</p> <p>3 緊急撤収計画により、緊急撤収の準備から実施に至る手順、 による離脱要領が具体化されるとともに、 に関する事項が追記された。</p> <p>4 派遣施設隊長は、 での経路偵察の実施、梯隊区分の明示、兵站物資の貯蓄等により宿営地からの離脱に必要な最低限の準備を実施した。</p> <p>5 南スーダン国内における、活動地域外での活動は、防衛大臣の承認が必要であるため、 は困難な状況である。</p>
改善を要する(良好であった)事項	<p>1 良好であった事項 緊急撤収計画の見直しにおいて、 を反映するとともに離脱に必要な準備を実施した。</p> <p>2 改善を要する事項 (1) 上級部隊等が緊急撤収の準備・実施を命じる際の判断基準について、 が不明確である。 (2) 陸路による離脱に際して、 が明確になっていない。また、破棄しても良い物品と破棄してはならない物品が明確ではなく、破棄する場合の条件や要領についても不明瞭である。</p>
教訓(提言等)	<p>緊急撤収を円滑に進めるためには、準備の段階から、UNMISS司令部はもとより、陸幕、在南スーダン、在ウガンダ日本大使館等の日本政府機関、支援・協力関係にある他国UN部隊やNGOとの間で連絡・調整を実施する必要が生じるため、平素から防衛交流等を通じて幅広い人脈を構築しておくことが重要である。</p> <p>1 現地の情勢・状況にあわせて当該計画を逐次具体化して実行の可能性のあるものにしておくことが必要である。</p> <p>2 緊急撤収計画の細部具体化、特に陸路離脱を計画するに当たり、道路の素質、安全な休憩場所等を把握するための経路偵察は不可欠である。</p>

8